

# ここが 知りたい! 一問一答

## ◆◆照会を求める理由◆◆

Q14

「照会を求める理由」を「裁判に提出するため」と記載しましたが、これでは不十分でしょうか。

A14

原則として、受任事件と関連づけて照会を求める理由が理解できる程度に具体的かつ簡潔に記載すべきですので、「裁判に提出するため」という程度の簡略な記載では不十分です。ただ、例外的に受任事件の種類や照会事項の種類によっては、簡略な記載も許される場合があります。

東京弁護士会照会申出審査基準細則第6条は、「照会を求める理由は、単に『裁判に提出するため』、『受任事件の調査のため』では足りず、その趣旨が理解できる程度に具体的かつ簡潔に記載しなければならない」と規定しています。このような記載を要求している趣旨は、弁護士会が会員からの照会申出の必要性・相当性を検討し適切な判断を行なう（弁護士法第23条の2第1項参照）ため必要と考えられること、及び、少しでも照会先からの回答を得やすくするということにあります。

照会請求において、照会事項は、多くの場合、関係者個人の秘密に関わる事項であるため、当該個人の名誉やプライバシー等、保護されるべき他の基本的人権や利益との衝突が問題となり、その当否は別としても、近年、守秘義務（国家公務員法100条、地方公務員法34条等）やプライバシー保護等（照会先が照会に応じたことを理由として損害賠償責任を追及されることの回避）を理由に、照会先が神経質になる例が多く見受けられます。このような理由による回答拒否を避けるために、受任事件との関係で、照会事項について照会を求める必要性がわかるよう、照会事項と関連する受任事件の争点、照会事項に

# 弁護士会 照会制度

<連載第5回>

よって証明しようとする事実とその関係等をきちんと示す必要があるのです。

従って、守秘義務や関係者のプライバシー等との関係で差し支えない範囲で、受任事件の争点、要証事実、照会事項と要証事実との関連等を具体的かつ簡潔に記載してください。

それでは、全ての照会請求において「照会を求める理由」の欄に具体的な記載が要求されるのでしょうか？

例えば、ヤミ金融業者を相手方とする債務整理事件で、債権者の住所や氏名または業者名がわからない場合に、唯一の情報といってもよい電話番号から相手方を特定するために電話会社に照会請求をする場合を考えると、「事件名」の欄に「債務整理事件」との記載があり、「事件の概要」の欄に債権者の連絡先が電話番号以外に判明しない事情が具体的に出ていれば、「照会を求める理由」の欄の記載が「債権者を特定したい」という簡略なものであっても、最低限必要な事項は記載されているといえるでしょう。

このとおり、受任事件の内容と照会事項によっては「債権者を特定したい」という簡略な記載が許される場合もありますが、丁寧に書いていただく分には問題はありませんので、あくまで例外的な記載と認識していただければと存じます。

なお、電話番号照会に関しては、「債権者を特定したい」との理由のみで、照会事項に「電話料金の引落口座の有無とその口座番号」まであげられている例が見受けられます。このような場合、照会申出弁護士としては、債権者の特定だけではなく、過払金請求権等に基づく銀行口座の差押まで考えていることが多いと思われませんが、その旨をきちんと「照会を求める理由」に書いていただかないと、口座情報開示について必要性・相当性の適切な判断ができません（あるいは、口座からさらに住所を調査する予定だというのであれば、その旨の記載をしてください）。この点を、ご留意いただきたいと思います。

（東京弁護士会調査室）